

## 飯能市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

飯能市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の実現及び市民サービスの更なる向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。なお、（1）安心・安全な暮らしの実現に関する事項において、アからウまでにに関する事項を発見等した場合で、緊急を要するときには、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

#### （1）安心・安全な暮らしの実現に関すること

ア 高齢者、障害者、子どもその他市民等の何らかの異変の発見に関すること

イ 道路異常の発見に関すること

ウ 不法投棄が疑われる廃棄物等の発見に関すること

#### （2）災害時における協力に関すること

#### （3）地域経済活性化に関すること

#### （4）未来を担う子どもの育成に関すること

#### （5）その他、地域の活性化・市民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

ただし、前項第1号イ及びウ並びに前項第2号については次のとおり実施する。

#### （1）イについて

「道路破損個所の情報提供に関する協定書」（平成24年5月1日締結）のとおり。

#### （2）ウについて

「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定書」（平成22年11月1日締結）のとおり。

#### （3）前項第2号について

「災害発生時における飯能市と飯能市内郵便局の協力に関する協定」（令和2年12月24日締結）のとおり。

(協力郵便局)

第3条 本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(免責)

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲及び乙が定期的に協議し、本協定の継続について合意した場合は、本協定の有効期間を延長できるものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年 6月 28日

甲 埼玉県飯能市双柳1番地の1

飯能市

飯能市長

新井重治



乙 埼玉県飯能市柳町16番23号

日本郵便株式会社

飯能郵便局長

梅沢寛敏



## 別表

事業所名	所在地
飯能郵便局	飯能市柳町 16-23
吾野郵便局	飯能市坂石町分 267-8
原市場郵便局	飯能市原市場 633-3
名栗郵便局	飯能市下名栗 342
飯能下畑郵便局	飯能市下畑 209-1
東吾野郵便局	飯能市虎秀 542-4
飯能八幡郵便局	飯能市八幡町 6-7
飯能岩沢郵便局	飯能市岩沢 1013-3
飯能双柳郵便局	飯能市双柳 373-59
飯能駅南口郵便局	飯能市南町 9-23

